

## 新たな酪肉近代化基本方針の基本的考え方（案）

## 第 1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

## 1. 我が国における酪農及び肉用牛生産の位置づけ

## （ポイント）

- ・ 酪農及び肉用牛生産が有する機能・役割を踏まえ、飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産を振興。
- ・ 国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、安全・安心の確保、飼料基盤に立脚した経営の育成、家畜排せつ物の適切な処理・利用等の諸課題に的確に対応することにより、我が国酪農及び肉用牛生産の発展を図る必要。

## （1）我が国の酪農及び肉用牛生産は、

たんぱく質供給の 10%、カルシウム供給の 30% を担っており、国民の食生活に不可欠な動物性たんぱく質やカルシウム等の重要な供給源であること

農業総産出額 8.9 兆円のうち 1.1 兆円を占めており、我が国農業の基幹的部門として農業生産上大きなウェイトを占めていること

農山村地域の活性化や地域経済への波及効果を有していること

自給飼料生産を通じた国土の有効活用や自然環境の保全、良好な景観の形成等の機能を有していること

海外における家畜伝染病の発生による畜産物の輸入禁止を踏まえ、畜産物の国内生産基盤の強化がより一層求められていること。

草資源が利用できる酪農及び肉用牛生産は、食料安全保障的な機能を有していること

食品産業の副産物や家畜排せつ物等の有機性資源の有効活用を図ることにより、循環型社会の構築等に資すること

から、これらを踏まえ、飼料基盤に立脚しつつ、「人、牛、土地（草）」のバランスのとれた発展が図られるよう、その一層の振興を図ることが重要。

- （2）このため、酪農及び肉用牛生産を通じ、担い手の育成・確保や生産・流通段階におけるコスト低減、消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品及び牛肉の提供等による国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、畜産物の安全・安心の確保、飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、家畜排せつ物の適切な管理及び利用の促進等の諸課題に的確に対応することにより、我が国畜産業の安定的な発展を図ることが必要。

## 2. 国際化の進展に対応し得る産業構造の確立

〔 2 の（1）及び（3）については、食料・農業・農村政策審議会企画部会において検討中の新たな「食料・農業・農村基本計画」との整合性を図りつつ検討。 〕

## (1) 担い手として明確化すべき経営形態の考え方

### (ポイント)

- ・ 国際化が進展する中で、より競争力の高い生産構造を確立するためには、担い手の育成・確保が必要。
- ・ 担い手は認定農業者を基本とするとともに、肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離や産地銘柄化等の推進など、生産形態の特性や地域の実情に精査を加え、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置づける方向で、さらに検討。

酪農及び肉用牛生産については、水田作や畑作等の土地利用型農業と比べて構造改革が大幅に進んでいるものの、国際化が進展する中で、将来に渡り、その安定的発展を図るためには、より競争力の高い生産構造を確立することが重要。

そのためには、効率的かつ安定的な経営及びこれを目指して経営改善に取り組む経営（担い手）を育成・確保することが必要。

担い手を明確化し、支援施策を集中化・重点化していく仕組みとして認定農業者制度があり、かつ、酪農及び肉用牛生産においてもその定着が図られてきていることからすれば、当該畜種における担い手についても、認定農業者を基本とすることが適当。酪農及び肉用牛生産における認定農業者の認定率は他作目に比べて高いが、今後とも、認定率の更なる向上に向けての取組を推進することが重要。

担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者のほか、

- ・ 肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離（繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造）や
- ・ 産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）

など、生産形態の特性や地域の実情に精査を加え、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置づける方向で、さらに検討。

## (2) サービス事業体の普及・定着

### (ポイント)

- ・ サービス事業体については、地域の畜産物生産を支える重要な役割を果たしており、その機能に応じた位置づけを行いつつ、更なる活用を推進。

酪農経営及び肉用牛経営におけるヘルパー、飼料生産におけるコントラクターやTMR（完全混合飼料）センター、育成段階の外部化のためのほ育センターや公共育成牧場、家畜排せつ物のたい肥化や散布など作業の受託を業務とするサービス事業体については、地域の畜産物生産の維持や畜産農家のアウトソーシングの受け皿として重要な役割を果たしており、その機能に応じた位置づけを行いつつ、更なる活用を推進

していくことが必要。

### (3) 経営安定のための施策の在り方

#### (ポイント)

・ 国際化の進展や食に対するニーズの多様化・高度化に対応し得る一層の生産性の向上を図るとともに、生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営等の安定を図る観点から、今後ともそれぞれの畜種における経営安定対策の適切な運営を図ることが重要。

国際化の進展や食に対するニーズの多様化・高度化に対応し得る一層の生産性の向上を図るとともに、生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営等の安定を図る観点から、今後ともそれぞれの畜種における経営安定対策の適切な運営を図ることが重要。

#### 加工原料乳生産者補給金制度

- ア．生乳生産については、生乳全体の需給安定を図る観点から、指定生乳生産者団体において計画生産を実施。
- イ．本制度は、この指定生乳生産者団体に生乳販売を委託している生産者を対象に、加工原料乳の再生産を可能とし、生乳の一定量が特定乳製品向けに仕向けられることを確保することにより、生乳全体の需給安定を図ることが目的。
- ウ．本制度の対象者については、制度の目的及び食料・農業・農村政策審議会企画部会の中間論点整理（以下「中関論点整理」）の趣旨を踏まえ、検討。
- エ．今後、W T O 農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討。

#### 肉用子牛生産者補給金制度

- ア．本制度は牛肉の輸入自由化の代償として措置された制度。
- イ．牛肉の輸入自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図ることが目的。
- ウ．本制度の対象者については、制度の目的及び中関論点整理の趣旨を踏まえ、検討。
- エ．今後、W T O 農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討。

#### 肉用牛肥育経営安定対策事業

- ア．本事業は、肉用牛肥育経営の安定を図るため、平成元年に創設。
- イ．本事業の対象者については、事業の目的及び中関論点整理の趣旨を踏まえ、検討。
- ウ．今後の事業の仕組みについては、今後のW T O 農業交渉の動向等も踏まえ、必要な対応を検討。

#### (4) 生産段階におけるコスト低減や省力化の推進等による経営体質強化

##### (ポイント)

・ 各畜種の特性に応じ、サービス事業体の利用拡大や新しい飼養管理技術の導入、放牧の活用、畜産物の高付加価値化、規模拡大・法人化の推進、出荷の早期化、一貫経営への移行の助長等を推進。

各畜種に共通な事項として、適正な飼料給与や疾病予防対策等の基本的管理はもとより、飼養環境の快適性にも配慮した飼養管理を推進。また、生産情報公表 J A S や有機畜産 J A S、トレーサビリティを活用した牛乳・乳製品や牛肉及びその加工食品の高付加価値化・差別化に向けた関係者の自主的な取組を推進。

畜種別には以下のとおり推進。

##### 酪農経営

ア．コスト低減や省力化の推進による経営体質の強化を図るため、飼養規模や飼養管理方式（フリーストール（フリーバーン）・ミルクングパーラー方式、スタンション方式）に応じて、自動給餌機のほか搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置の導入等新しい飼養管理技術の普及を推進するとともに、自給飼料の生産拡大や地域の自然条件を活かした放牧方式の導入を推進。このほか、法人化の推進、牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上、酪農ヘルパーやコントラクター、公共育成牧場等の活用による作業の外部化を図るなど、多様な経営形態に応じた生産コストの低減や省力化を推進。

イ．牛乳・乳製品の産地ブランド化を図るための生産者グループと消費者との交流、生産者自らが行う高付加価値化のための加工・販売の取組を推進。

##### 肉専用種繁殖経営

ア．規模拡大を図るため、利用可能な土地（耕作放棄地、転作田、野草地、林地等）を最大限に活用した放牧の拡大を推進するとともに、省力化のための搾乳ロボットの導入や法人化を推進。

イ．生産効率の向上を図るため、繁殖用めす牛の分娩間隔の短縮、初産分娩月齢の早期化、肉専用種子牛の出荷月齢の早期化、優良めす牛の導入促進、優良種雄牛の利用、自給飼料の利用拡大、地域内一貫経営等を推進。

##### 肉専用種肥育経営

ア．規模拡大や法人化、一貫経営への移行を志向する農家の助長等を通じた経営の合理化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮、個体の能力に応じた効率的な肥育、食品残さ等の低・未利用資源の活用、事故率の低下、地域内・経営内一貫経営等の生産効率向上を図るための取組や耕畜連携の下での国産稲わらの活用を推進。また、肥育牛の遺伝的な能力を十分に発揮する飼養管理により、生産性及び品質の向上を推進。

イ．なお、肥育期間については、過度に肉質を重視した飼養管理が行われる傾向が

ある中で、これまで必ずしもその短縮が図られてきていないが、肥育期間の短縮は、飼料給与量や家畜排せつ物の減少を通じて、経営合理化だけでなく、環境保全にも資するものであるとの観点から、取組を推進する必要。

#### 乳用種育成経営

規模拡大や法人化、一貫経営への移行を志向する農家の助長等を通じた経営の合理化を推進するとともに、自給飼料の利用拡大等による良質で斉一性の高い肥育もと牛生産を通じ、肥育経営のニーズに応じたもと牛の有利販売や更なるコスト削減を推進。

#### 乳用種・交雑種肥育経営

ア．規模拡大や法人化、一貫経営への移行を志向する農家の助長等を通じた経営の合理化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮や食品残さ等の低・未利用資源の活用等による生産コストの削減、耕畜連携の下での国産稲わらの活用、ユーザーニーズに対応した斉一性の向上や銘柄化等による付加価値の高い牛肉としての安定販売や有利販売を推進。

イ．なお、肥育期間については、肉質に配慮した飼養管理が行われる傾向がある中で、これまで必ずしもその短縮が図られてきていないが、肥育期間の短縮は、飼料給与量や家畜排せつ物の減少を通じて、経営合理化だけでなく、環境保全にも資するものであるとの観点から、取組を推進する必要。

### (5) 畜産物の製造・流通・販売コストの低減・合理化

集送乳の合理化による流通コストの低減、乳業工場の計画的な再編整備・合理化による牛乳・乳製品の製造販売コストの低減等を推進。

家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地食肉センターにおける部分肉仕向割合の拡大等を推進。

### (6) 消費者ニーズに対応した生産・供給体制の構築

国際化の進展に対応するため、輸入乳製品との競合のおそれが少ない飲用牛乳や液状乳製品等の需要拡大を推進。また、生乳取引における乳脂肪や生乳中の体細胞数の基準については、取引関係者間において検討を行い、必要に応じてそれぞれの取引基準や運用の見直しを行うべき。

国産牛肉の需要拡大を図るため、適正表示の徹底、トレーサビリティの活用、家畜伝染病に関する正しい情報や牛肉の栄養・健康等に関する知識の普及等を推進。特に、輸入牛肉との競合の大きい乳用種牛肉については、業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進。

### 3. 畜産物に係る安全・安心の確保

#### (ポイント)

- ・ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るための国、地方公共団体、関係機関の連携体制を整備するとともに、農場段階における衛生管理の徹底及びHACCP手法の普及を推進。また、飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の安全性確保のための規制措置を的確に実施。
- ・ 流通段階における安全性確保のため、乳業工場におけるHACCP手法の導入を推進するとともに、食肉処理施設におけると畜場法に基づいた衛生管理基準の遵守等HACCP手法を取り入れた食肉処理を推進。

#### (1) 生産段階における衛生管理の充実・強化

生産段階における家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止体制の確立、飼養衛生管理水準の向上を図るため、改正家畜伝染病予防法に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」(総合的に発生の予防及びまん延の防止措置を講ずる必要がある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関が連携して取り組むための指針)及び「飼養衛生管理基準」(家畜の所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準)の周知や関係機関の連携体制の整備を推進するとともに、「衛生管理ガイドライン」(生産段階におけるHACCPの考え方を取り入れたガイドライン)について、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元獣医師等地域一体の取組による普及・定着を推進。

日頃から、行政、生産者、消費者、関係事業者との間での的確なリスクコミュニケーションを行うとともに、BSEや高病原性鳥インフルエンザのような人畜共通の家畜伝染病が発生した場合には、食品安全委員会、厚生労働省等と連携しつつ、国民に対し、疾病の特徴や食品としての安全性との関係等について、正確でわかりやすい情報をインターネット、広報誌等の多様な媒体を通じて迅速に提供する取組を一層強化。

#### (2) 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品に係る安全性の確保

BSEのまん延防止を図るための飼料原料、製造方法等についての規制や組換えDNA技術応用飼料等の安全性確認、飼料添加物の指定に関する規制等、飼料安全法に基づく諸規制を的確に運用するとともに、飼料中の有害物質や飼料添加物、動物用医薬品が基準を超えて畜産物に残留して人の健康を損なうことがないように、飼料や飼料添加物、動物用医薬品に関する措置を的確に実施し、畜産物の安全性を確保。

#### (3) 流通段階における安全・安心の確保

##### 牛乳・乳製品

品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに応えるとともに、乳業の発展基盤を構築する観点から、乳業工場における牛乳・乳製品の製造過程において

H A C C P手法の導入を推進。

牛肉

と畜場法に基づいた衛生管理基準の遵守等H A C C P手法を取り入れた衛生的な食肉処理方法を推進。また、安全な食肉を供給するため、衛生的な食肉処理に資する施設・機械の整備を行うとともに、処理加工技術の高度化を推進。

#### 4．消費者の視点に立った的確な情報提供

(ポイント)

・ 畜産関係の分野においても、食育の一環として、我が国畜産の歴史的意義、家畜の生態、畜産物の栄養特性、生産者・流通業者等の安全・安心確保に向けての取組等に係る情報提供を推進するとともに、教育関係機関と連携した子供たちへの「食」等への理解増進、生産者と消費者との交流の促進等の取組を推進。

・ 牛肉のトレーサビリティの普及については、法の的確な運用を図ることにより、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進。また、牛肉以外の畜産物のトレーサビリティの普及については、各品目ごとの商品特性や消費者ニーズの動向等を踏まえた生産者や食品事業者の自主的な取組を基本として推進。

##### (1) 畜産における食育の推進

近年におけるフードチェーンの多様化・複雑化や家庭等における食の教育力の低下などといった環境変化の中で、国民個々の自主的な努力に委ねるだけでは、健全な食生活の実現が望めない状況にある。

このため、国民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、幅広い国民の参加の下に、厚生労働省、文部科学省を始めとする関係府省、都道府県等の関係機関及び民間の自主的な活動とも十分連携しつつ、全国的な情報提供活動や地域における実践活動等を行う食育を推進する重要性が高まっている。

こうした中で、畜産関係の分野においても、生活者の嗜好面・健康面にわたる利益増進が図られ、かつ、我が国農畜産業の安定的発展と良好な環境の保全にも繋がる生産・生活・環境のバランスのとれた健全な国民ニーズを育てるとの観点から、食育の一環として、関係機関・関係者の適切な役割分担の下で、以下のような取組を推進することが必要。

ア．我が国畜産の歴史的発展過程・意義や家畜の生態の特質・畜産物の栄養特性等に係る理解増進を図るための情報提供の推進

イ．畜産物の生産から流通・消費に至るまでの各段階における生産者・流通業者等の安全・安心確保に向けての努力や取組に関する情報提供の推進。

ウ．インターネット等を活用した生産者と消費者の双方向の情報交流の推進

エ．地域の食材等を活用した学校給食の実施や酪農教育ファーム・肉用牛経営における体験学習等を通じて、子供たちや保護者に対し、食材の栄養価値の普及啓発

を始めとする「食」や「生命」、「心」に関する教育や農業生産現場や畜産物についての理解増進を図る取組を、教育関係機関と連携しつつ推進。

オ．ふれあい牧場における搾乳体験や農作業体験等を通じた生産者と幅広い世代の消費者との交流の促進

## (2) トレーサビリティへの対応

### 牛肉

牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」によりトレーサビリティの実施が義務づけられるものであり、同法の的確な運用を図ることにより、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進。

### 牛肉以外の畜産物

トレーサビリティシステムは、農林水産物・食品の生産・流通過程の追跡・遡及を可能とする仕組みであり、

ア．万が一、食品事故が発生した場合に、その原因の究明や問題食品の回収を迅速・容易に行うことを可能にすることによりリスク管理に役立つほか、

イ．製品管理、品質管理の向上や効率化に資するとともに、

ウ．農薬の使用状況など消費者が求めている情報や生産者が伝えたい情報を伝達することにより、生産者と消費者との間の「顔が見える関係づくり」にも貢献しうる

重要な取組。

牛肉以外の畜産物については、生産者、食品事業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、各食品の特性や流通の実態に応じたシステムの開発・導入を推進。

なお、トレーサビリティ導入に必要なコストについては、生産者や食品事業者がその経営内で吸収する場合がある一方、トレーサビリティの構築に向けた取組に対し消費者から一定のコストを負担することについて支持を得られる場合もあることから、そのコストが市場原理の中で評価され、生産者、食品事業者、消費者等がそれぞれ応分のコストを負担することが望ましい。

## 5．飼料基盤に立脚した畜産経営の育成

### (ポイント)

・ 自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立、環境の保全といった視点から、飼料基盤に立脚した経営が、健康な家畜から生産される畜産物を供給することが重要。

・ 関係機関が一体となって以下の取組を推進。

ア．水田における稲発酵粗飼料を始めとする飼料作物の作付拡大

イ．稲わらの飼料利用の拡大

ウ．耕作放棄地等の低・未利用地での放牧利用による土地の活用

エ．計画的な草地更新、優良多収品種への転換等による生産性の向上

オ．コントラクター、公共牧場の活用や放牧の取組による労働負担の軽減



## カ．公共牧場の広域利用の推進や再編整備等による機能強化

- ・ 飼料生産に係る環境規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を実施。

### ( 1 ) 自給飼料生産の推進についての基本的考え方

自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立、輸入飼料由来の窒素成分等の排出量の低減による環境の保全といった視点からすれば、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した経営が、健康な家畜から生産される畜産物を供給することが重要であり、こうした酪農経営や肉専用種繁殖経営等により、我が国の畜産物生産の大宗が担われる構造とすることが必要。

他方、利用可能な農地や労働力の不足、新たな投資への不安等から畜産農家単独で自給飼料の利用拡大は困難な状況もあることから、耕畜連携等以下の取組を関係機関も一体となって推進。

- ア．水田における稲発酵粗飼料を始めとする飼料作物の作付拡大（転作、裏作、輪作体系への導入等）
- イ．国産稲わらの飼料利用の拡大
- ウ．耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地での放牧利用による土地の活用
- エ．計画的な草地更新、優良多収品種への転換、たい肥の積極的な施用による化学肥料費の節減、飼料基盤の整備による生産性の向上
- オ．コントラクター、公共牧場の活用による作業の外部化や放牧の取組による労働負担の軽減
- カ．公共牧場の広域利用の推進や再編整備等による機能強化

### ( 2 ) 飼料生産とたい肥還元のための耕畜連携の推進

耕畜連携の推進のため、地域の実情に応じ、耕種農家が所有する農地の畜産農家への集積、水田での稲発酵粗飼料や水田裏作を活用したイタリアンライグラス等の飼料作物の作付推進を図るとともに、水田放牧、稲わらの飼料利用、良質なたい肥の耕種農家への供給を推進。また、耕畜連携のためには、畜産農家・耕種農家双方が組合員であるＪＡが中心的な役割を果たすとともに、地域の関係機関による積極的な農家の取組への支援が重要。

### ( 3 ) 多様な酪農経営及び肉用牛経営の展開と存立基盤の整備

酪農及び肉用牛経営の規模拡大が進む中、安定的運営が可能なコントラクターへのアウトソーシングは、今後ますます重要となることから、地域における飼料生産、たい肥処理利用、ＴＭＲ（完全混合飼料）調製等を担うコントラクターの育成を推進。また、自給飼料の良質化・低コスト化等を図るため、作業機械の大型化による効率化を図るとともに、コントラクターが稲発酵粗飼料や稲わらの生産・収集、たい肥散布、耕種農家からの稲作等の作業受託等を行う（総合コントラクター化）ことにより、耕畜連携を推進。

公共牧場に対する地域のニーズに対応し、利用率が低下した牧場の広域利用の推進や再編整備を図りつつ、ほ育から育成・種付けまでの一貫預託制度の確立、TMR供給等による付加価値サービスの拡充、酪農教育ファーム等との連携による「食育」の実施等により、公共牧場の機能強化を推進。

耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地や水田の利用などによる地域の実情に応じた放牧の普及等を通じた自給飼料の利用拡大を推進。

#### (4) 飼料生産に係る環境規範の導入

飼料生産活動が環境に与える負荷を低減させ、我が国畜産業全体について、環境保全を重視したものとするため、飼料生産に係る環境規範（環境と調和のとれた作物生産活動規範（仮称））を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を実施。

### 6. 家畜排せつ物の適切な管理・利用

#### (ポイント)

- ・ 耕畜連携によるたい肥の利用、メタン発酵等によるエネルギー利用等の技術開発と普及を推進。また、簡易対応から、たい肥舎等による管理に移行するための取組を推進。
- ・ 地域におけるたい肥の利活用計画の作成、耕種農家のニーズに合ったたい肥を供給するためのたい肥の成分分析の実施とたい肥生産・施用方法の普及・啓蒙、農作業受託組織等との連携の下での水田等へのたい肥利用等を推進。
- ・ 家畜生産に係る環境規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を実施。

#### (1) 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理とたい肥化及びその農地・草地への還元を基本とした有効利用を図ることが必要であり、このため、耕畜連携によるたい肥の利用、メタン発酵等によるエネルギー利用を含めた効率的な処理・利用技術の開発と普及を推進。なお、簡易対応（シート等を利用した簡易なふん尿処理による対応）により同法に基づく管理基準をクリアしている畜産農家についても、経営規模や地域の実情に応じて、たい肥舎等の施設による管理に移行するための取組を推進。

#### (2) 耕畜連携によるたい肥利用の推進

耕畜連携の推進のため、地域におけるたい肥の需給を踏まえた利活用計画の作成、耕種農家のニーズに合ったたい肥を供給するための成分分析の実施やたい肥生産・施用方法の普及・啓蒙、コントラクターや農作業受託組織との連携の下での水田等へのたい肥利用等を推進。

### (3) 家畜生産に係る環境規範の導入

家畜生産活動が環境に与える負荷を低減させ、我が国畜産業全体について、環境保全を重視したものとするため、家畜生産に係る環境規範（環境と調和のとれた家畜生産活動規範（仮称））を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を実施。

## 7. その他の重要事項

家畜改良の推進と新技術の開発・普及、人材の育成・確保、地域の食品副産物の飼料化や流通飼料の安定的な供給を推進。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

食料・農業・農村政策審議会企画部会において検討中の新たな「食料・農業・農村基本計画」との整合性を図りつつ策定（資料8参照）。

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

- 1 主たる従事者が、他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営モデルとして、10年程度後を目標として経営指標を設定。
- 2 経営指標は、多様かつ実現可能な類型を、酪農経営及び肉用牛経営（肉専用種繁殖、肉専用種肥育、乳用種育成、乳用種肥育）について設定（資料9参照）。
- 3 飼料基盤に立脚した経営を確立する観点から、「牛」-「土地（草）」-「人（担い手）」の均衡を図るため、それぞれの部門の生産性等に関する基本的な指標を提示。
- 4 酪農経営については、従来どおり、家族経営を基本としつつ、法人化による経営管理の合理化、信用力の強化、経営継承の円滑化を図る観点から、都府県における法人経営を類型として提示。（現行は北海道のみ。）  
また、酪農ヘルパー、コントラクター等の活用による作業の外部化の在り方について提示。
- 5 肉用牛経営については、従来どおり、家族経営を基本としつつ、法人化による経営管理の合理化、信用力の強化、経営継承の円滑化を図る観点から、法人経営を類型として提示。（現行は家族経営のみ。）

また、繁殖・肥育一貫経営の推進により、経営の合理化・安定化を図る観点から、肉専用種繁殖・肥育一貫経営という類型を新設するとともに、繁殖経営においては、コントラクターの活用による作業の外部化、放牧の利用について提示。

#### 第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

##### 1. 集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

###### (ポイント)

- ・ 生産者団体による用途別計画生産の効果的な実施及び需給調整機能の強化を図る。
- ・ 集送乳の合理化による流通コストの低減、乳業工場の計画的な再編整備・合理化による牛乳・乳製品の製造販売コストの削減等を推進。
- ・ 国際化の進展に対応するため、輸入乳製品との競合のおそれが少ない飲用牛乳や液状乳製品等の需要拡大を推進。また、生乳取引における乳脂肪や生乳中の体細胞数の基準については、取引関係者間において消費者ニーズの変化等を踏まえた検討を行い、必要に応じて取引基準や運用等の見直しを行うべき。

##### (1) 生乳の計画的かつ安定的な供給及び集送乳等の合理化

行政価格が廃止された現行の加工原料乳生産者補給金制度の下で、需要に即した生乳の生産により生乳需給の安定を図ることが一層重要になっていることを踏まえ、指定生乳生産者団体による生乳の効果的な用途別計画生産の着実な実施を図るとともに、指定生乳生産者団体が相互の連携を密にし、季節間の需給変動、生乳流通の広域化等に的確に対応した効率的な生乳流通システムを構築するなど、精緻な需給見通しに基づいた需給調整機能の強化を図る。さらに、拠点的な需給調整施設の整備等を通じた余剰生乳の処理の効率化を推進。

生乳流通の安定とコストの低減を図るため、広域化した指定生乳生産者団体が主体となって、生乳の集送乳の拠点となる貯乳施設の整備等を通じた酪農家から乳業工場までの集送乳の合理化を推進。また、生乳検査体制の広域化による生乳の流通コストの低減等を推進。このため、新たに集送乳の合理化による流通コストの低減に関する数値目標を設定(資料10参照)。

##### (2) 乳業の合理化と牛乳・乳製品の安全性の確保

乳業の合理化及び経営体質の強化を通じて国際競争力の強化を図るため、乳製品工場も含めた乳業工場の計画的な再編・合理化による製造販売コストの削減を推進。このため、引き続き乳業工場数や乳業工場における牛乳・乳製品に係る製造販売コストの低減に関する数値目標を設定(資料10参照)。

品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに応えるとともに、乳業の発展基盤を構築する観点から、乳業工場における牛乳・乳製品の製造過程においてH A C C P手法の導入を推進。このため、引き続き飲用牛乳工場におけるH A C C P手法の普及目標を設定するとともに、脱脂粉乳の製造を行う乳業工場についても、新たにH A C C P手法の普及目標を設定（資料10参照）。

- (3) 消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の生産・供給体制の構築による需要の拡大  
国際化の進展に対応しうる牛乳・乳製品の需要構造を確立するため、製造コストの低減等を図りつつ、輸入乳製品との競合のおそれが少なく国産品として差別化が図られる飲用牛乳や液状乳製品等の需要拡大を推進。

飲用牛乳については、消費者の健康志向に対応して、需要の伸び悩んでいる年齢層等に着目した牛乳のカルシウム源としての効用のP Rや新たな機能面に着目した栄養医学的研究を推進。また、液状乳製品、チーズ、はっ酵乳については、消費者の嗜好等を反映して今後とも需要の伸びが見込まれることから、用途別価格の適切な設定等により、これらに仕向けられる生乳の供給拡大を推進。

乳製品の需要を拡大するため、新商品開発による新規需要の開拓、栄養面での有効性等に重点化した普及啓発を促進。

生乳取引における乳脂肪の基準については、消費者ニーズの変化、酪農における購入飼料への依存度、安定した品質の粗飼料確保等を総合的に勘案し、また、生乳中の体細胞数の基準については、乳牛の更新産次への影響、広域流通時の生乳の品質への影響等を総合的に勘案して、取引関係者間における検討を行い、必要に応じてそれぞれの取引基準や運用の見直しを行うべき。

## 2. 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

(ポイント)

- ・ 家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地食肉センターにおける部分肉仕向割合の拡大等を推進。
- ・ 国産牛肉の需要拡大を図るため、適正表示の徹底、家畜伝染病に関する正しい情報や牛肉の栄養・健康等に関する知識の普及等を推進。特に、品質面・価格面において輸入牛肉と競合する乳用種牛肉については、業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進。

### (1) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の公正な取引及び適正な価格形成を確保する場としての家畜市場について、その機能を十分に発揮させるため、肉用牛の流通関係者の主体的な取組を基本として、地域の実情を踏まえ、関係機関・団体等の一体的な協力支援の下で比較的小規模な市場の再編整備を推進する必要。このため、引き続き家畜市場の取引頭数に関する数値目標を設定（資料11参照）。

## (2) 牛肉の流通の合理化

食肉処理施設については、稼働率の向上がより一層求められる現状に鑑み、牛肉の処理・流通関係者の主体的な取組を基本として、地域の実情を踏まえ、関係機関・団体等の一体的な協力支援の下で再編整備を推進する必要がある。このため、引き続き食肉処理施設の処理能力及び稼働率に関する数値目標を設定（資料11参照）。

食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、食肉処理施設の大規模化に対応した自動化・省力化システムの開発・導入の促進。

食肉処理施設の再編整備により、と畜・解体から部分肉処理等を一貫して行う産地食肉センターにおける部分肉流通を促進。また、部分肉仕向割合の拡大により、流通コストを低減。

輸入牛肉の増加、部分肉流通の進展等に即応して集荷・販売力の向上を図る等価格形成市場としての機能が十分に発揮され得るよう、卸売市場整備基本方針に基づき、食肉卸売市場を整備し、運営の改善を推進。

## (3) 消費者ニーズに対応した牛肉の生産・供給体制の構築による需要の拡大

国際化の進展の下、国産牛肉に対する需要拡大を図るため、牛肉の適正表示（部位別及び原産国別等）の徹底、家畜伝染病に関する正しい情報や牛肉の栄養・健康等に関する知識の多様な媒体（相談窓口、インターネット、広報誌等）を通じた消費者への提供、実需者ニーズに応じたスペックの開発等小割り機能の高度化等を通じた低需要部位の高付加価値化等を推進。

特に、品質面・価格面において輸入牛肉と競合する乳用種牛肉については、地域における販売戦略の策定や生産・加工履歴情報の提供体制の整備等生産者団体自らが行う販売促進活動による業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進。

我が国におけるBSEの発生を理由として、我が国からの牛肉の輸入を停止している国に対して、輸出再開に向けた交渉に努めるとともに、必要に応じて、輸入国の衛生要求水準に適合し得る食肉処理施設の整備を行うなど、国産牛肉の輸出のための環境整備を推進。

## 第5 その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項

### 1. 家畜改良の推進と新技術の開発・普及

#### (ポイント)

- ・ 家畜の改良は、生産性及び品質向上の基礎となるものであり、その成果は食料自給率の向上にも資するものであることから、組織的・計画的に推進する必要がある。
- ・ 畜産新技術の開発・普及は、今後とも積極的に推進。この場合、クローン技術等

のバイオテクノロジー技術の開発・普及は消費者への正確で分かり易い情報提供を図り、その理解を得つつ推進。

### (1) 家畜改良の推進

家畜の改良は生産性及び品質向上の基礎となるものであることから、畜産物の安定供給と畜産経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であり、その成果は我が国食料自給率の向上にも資するものである。このため、長い年月と多大な労力を要する家畜の改良を組織的・計画的に推進する必要。

乳牛の改良については、牛群検定の実施率の向上等により乳量の向上を図るとともに、消費者ニーズを踏まえ、乳脂率は維持しつつ乳蛋白質率の向上を図るほか、飼料自給率向上等の観点からの粗飼料利用性（摂取した粗飼料を効率的に畜産物の生産に利用できる能力）や繁殖性（効率よく妊娠し分娩する能力）の向上等による生涯生産性（単なる乳量ではなく、経済性も考慮した生涯における生産性）の向上にも着目しつつ推進。

肉用牛の改良については、多様なニーズを踏まえ、品種特性に応じて肉質（脂肪交雑）を考慮した増体性の向上を図るとともに、分娩間隔の短縮等繁殖性の向上を基本として推進。また、飼料自給率向上等の観点から、粗飼料利用性、飼料要求率（体重増加量に対する飼料摂取量の比率）の向上、放牧の活用等に着目した改良も推進。

### (2) 新技術の開発・普及

新たな改良手法の開発や新技術の活用にも努めるとともに、基本的な繁殖・飼養管理技術の高位平準化への取組も継続する必要。また、クローン技術やDNA解析技術、雌雄産み分け技術等のいわゆるバイオテクノロジー技術の開発・普及は、畜産業の発展に止まらず、医療分野への応用等幅広い効果が期待できるものもある一方で、消費者の理解を得て進めていく必要があることから、安全性の確認はもとより、消費者への正確で分かり易い情報提供を図りつつ、推進する必要。

搾乳ロボット・ほ乳ロボット等のハイテク技術を用いた飼養管理技術や、地域の実情に対応した放牧技術及び細断型ロールペーラーの活用等の飼料生産技術の開発・普及についても、設備投資やメンテナンスに要するコストにも配慮しつつ、推進する必要。

## 2. 人材の育成・確保

### (ポイント)

・ 新規就農者への研修や円滑な経営継承、女性が活躍しやすい環境整備、高齢者が有する高度な技術等を活用したサービス事業体の充実強化や繁殖経営の育成を推進。

・ 経営の高度化に必要な情報のデータベースやネットワークの充実を図るとともに、これらを積極的に活用し、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的・効果的な

## 支援・指導を推進。

### (1) 新規就農の促進

法人従事者やヘルパー等新規就農予備軍の就農への環境整備、新規就農者に対する研修システムの整備や情報の提供及び離農跡地等の有効活用による円滑な経営継承を推進。

### (2) 女性が活躍しやすい環境の整備

酪農経営及び肉用牛経営における女性の役割を適正に評価するとともに、家族経営協定の締結を促進し、女性の認定農業者の拡大を図るなどにより、女性が経営の中核を担う農業生産の主たる従事者として経営や地域社会への一層の参画を可能とする環境整備の推進に努める。

### (3) 高齢者の能力の活用

高齢者が有する高度な繁殖・飼養管理技術等を活用したヘルパー組織等サービス事業体の充実強化や水田・酪農地域等における繁殖経営の育成を推進。

### (4) 経営実態に応じた効率的・効果的な支援・指導の推進

優良経営事例における経営管理・生産技術データの集積・提供を始めとした経営の高度化に必要な情報のデータベースやネットワークの充実を図るとともに、地域内の関係機関がこれらの情報を積極的に活用し、相互に連携しつつ、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的・効果的な支援・指導を行うことを推進。

## 3. 流通飼料の安定的な供給

### (ポイント)

- ・ 飼料穀物の安定供給を図るため、一定の備蓄の実施や急激な価格上昇に伴う影響を緩和するための措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料生産を図るため、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化等による製造・流通の合理化等を推進。
- ・ 食品産業の製造副産物や食品の残さ等の飼料化についての技法や給与技術の普及とともに、飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進。

### (1) 飼料穀物の安定供給

大部分を海外からの輸入に依存している飼料穀物について、不測の事態に対応するための一定の備蓄の実施や急激な価格上昇に伴う影響を緩和するための措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料の生産を図るため、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化等による製造・流通の合理化、自家配合向け丸粒とうもろこしの利用拡大、配合飼料の給与に関する積極的な情報提供等を推進。

### (2) 未利用資源の飼料としての活用促進



飼料自給率の向上、酪農及び肉用牛経営におけるコストの相当部分を占める飼料費の低減を図るため、食品産業からの製造副産物（焼酎粕、でんぷん粕、豆腐かす等）等の飼料化について安全性を確保しつつ品質の改善を推進。具体的には、飼料化が可能な製造副産物や残さについての飼料化の技法や給与技術を広く普及するとともに、循環型社会の構築の一環として、飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進。